

平成30年度 地域創造的補助金 Q & A

1. 補助対象者について	Q	A
Q1-1	特定創業支援事業とは何ですか。	産業競争力強化法第2条第25項に規定する「創業支援事業のうち、特に創業の促進に寄与するもの」を言います。具体的には、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第8条に規定されているとおり、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販売の方法」に関する知識を全て習得できるように支援する事業であって、継続的に行われる事業となります。本事業の実施者は、認定市区町村又は連携認定創業支援事業者となりますので、詳細については、創業を予定する認定市区町村の窓口へお問い合わせください。 ※全国の認定市区町村窓口 <a href="https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/chiikimadoguchi.html">https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/chiikimadoguchi.html</a>
Q1-2	特定創業支援事業を受けることを証明する書類として、どのような書類が必要ですか。	既に特定創業支援事業を受けた方は、市区町村が発行する「平成30年度地域創造的起業補助金に係る認定市区町村又は認定連携創業支援事業者による特定創業支援事業に係る確認書」(様式3)が必要となります。今後受ける予定の方については、「平成30年度地域創造的起業補助金に係る認定市区町村又は認定連携創業支援事業者による特定創業支援事業に係る確認書」(様式4)が必要となりますので、創業予定の認定市区町村へお問い合わせください。
Q1-3	いつまでに特定創業支援事業を受ける必要がありますか。	補助事業期間中に受ける必要があります。補助事業期間は最大で、平成30年12月31日までになります。
Q1-4	年齢や性別の制限はありますか。年齢や性別で有利不利はありますか。	年齢や性別による応募の制限はありません。なお、平成25年6月21日に公布された小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(小規模企業活性化法)を受け、これから創業する女性や若者(29歳以下)に対しては一定の配慮を行います。
Q1-5	補助対象者が、認定市区町村における創業かつ特定創業支援事業を受ける者に限られているのは何故ですか。	本補助金は、産業競争力強化法に基づいて認定された市区町村が実施する創業支援に繋げるため、同市区町村における創業に限定しております。
Q1-6	事業実施地候補として、複数の市区町村を検討中です。すべて認定市区町村なので、それぞれの認定市区町村で特定創業支援事業を受け、その後、事業実施地を決めることは可能でしょうか。	「募集要項」2. 募集対象者の要件として下記の2つがあります。 (5) 産業競争力強化法に基づく認定市区町村における創業であること。 (6) 認定市区町村又は認定連携創業支援事業者から同法第2条第25項に基づく認定特定創業支援事業を受ける者であること。 また、特定創業支援事業を受けたことを証明する書類として、創業を予定する認定市区町村が発行する「平成30年度地域創造的起業補助金に係る認定市区町村又は認定連携創業支援事業者による特定創業支援事業に係る確認書」を提出していただきますので、1つの認定市区町村に絞って応募申請を行ってください。
Q1-7	特定非営利活動法人を対象としているのは何故ですか。	創業形態が多様化している中、会社や個人事業主と同様に特定非営利活動法人が雇用の創出及び地域活性化に一定の役割を果たしていることに鑑み、応募対象者に特定非営利活動法人も含めております。
Q1-8	一般社団法人や一般財団法人の設立は対象になりますか。	募集要項の募集対象者(1)にあるように、補助対象者は個人開業又は会社(以下、会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を指す。)・企業組合・協業組合・特定非営利活動法人の設立を行い、その代表となるものであるため、一般社団法人や一般財団法人等は対象外となります。他にも事業協同組合、商工組合特定目的会社、農事組合法人、任意のグループは対象になりません。 ※一般社団法人及び一般財団法人については会社法上の「会社」の定義に含まれず、中小企業者に該当しないと解されます。

平成30年度 地域創造的補助金 Q & A		
Q1-9	外国人の応募は可能ですか。	外国人の方でも応募は可能です。応募書類の住民票は「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了日」「住民基本台帳法30条の45規定区分」の項目が明記されたものを提出してください。 但し、創業時（法人設立、個人開業）に「日本人の配偶者」「永住者」「永住者の配偶者」「定住者」のビザがない場合は、「経営・管理ビザ」が必要となりますので、予め確認をしておいてください。補助対象期間内に創業ができない場合は、募集対象者の要件を満たしていないと判断します。
Q1-10	認定市区町村はどこで確認できますか。	中小企業庁のホームページ、本事務局のホームページで確認することができます。
Q1-11	事業実施地が決まっていなくて応募はできないのですか。	認定市区町村での創業のみが対象となります。未定の場合は応募することはできません。
Q1-12	特定創業支援事業による支援を受けたことの「確認書」（様式3）は、どこでどのようにしたらもらえますか。	認定市区町村に発行してもらいます。創業予定地の市役所などにお問い合わせください。 確認書の発行までかかる日数など、市区町村ごとに異なるようですので、早めにご確認ください。
Q1-13	特定創業支援事業による支援を受けた、あるいは受けることの「確認書」の発行が、応募締め切りに間に合わない場合、どうしたら良いですか。	応募時の必須提出書類となっておりますので、応募締め切りに間に合わせるようにしてください。
Q1-14	創業予定地以外の地域で特定創業支援事業を受けても大丈夫ですか。	創業予定地の市区町村で発行される確認書のみ有効ですので、他の地域の特定創業支援事業は対象外です。
Q1-15	創業予定地での特定創業支援事業がない場合、応募は可能ですか。	特定創業支援事業を受ける者の事業のみが対象ですので、応募することはできません。
Q1-16	平成27年に特定創業支援事業による支援を受けていますが、有効ですか。	過去に特定創業支援事業を受けた認定市区町村内で創業する場合、事業を受けた認定市区町村に確認書（様式3）を発行してもらいます。 過去に特定創業支援事業を受けた認定市区町村以外で創業する場合は、創業を予定している認定市区町村に、確認書（様式4）を発行してもらいます。
Q1-18	既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）していますが、今回の補助対象となりますか。	公募開始日(平成30年4月27日)以降に創業される方が対象になります。
Q1-19	現在、個人事業主ですが応募できますか。	以下のとおりです。 <応募対象となる方> ・公募開始日(平成30年4月27日)以降に、開業された個人事業主の方 ※補助事業期間内に個人事業主として創業し、引き続き期間内に法人化する場合は対象となります。 <応募対象とならない方> ・公募開始日(平成30年4月26日)以前に、開業された個人事業主の方で個人事業主として引き続き事業を行う方 ・公募開始日(平成30年4月26日)以前に、開業された個人事業主の方で補助事業期間内に同一の事業で法人（会社・特定非営利活動法人）化される方
Q1-20	これから創業する予定ですが、応募してから採択が決まる前に応募者は創業しても良いですか。	創業しても差し支えありません。 ただし、補助金の対象となる期間はあくまでも採択決定後に行う補助金交付決定日以降となるので注意してください。

平成30年度 地域創造的補助金 Q & A

Q1-21	法人も応募できますか。	応募主体は代表者の方個人となります。また、既存企業の役員の方が、新たに事業を立ち上げる場合には、既存企業の役員としてではなく、個人として応募いただく必要があります。 ※法人名義で応募できないという意味です。
Q1-22	一度廃業しています。再チャレンジで応募することは可能ですか。	可能です。
Q1-23	次の場合は、対象となりますか。 ①個人事業主として病院を開業 ②フランチャイズチェーン店として創業	公序良俗に反するものや公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる事業など）でない限り、業種による制限を設けていないので、いずれも対象となります。ただし、独創性等については、審査において判断することとなりますので、他の店舗等と差別化されていることについて、応募書類「様式2（2）①事業の具体的な内容」に記載してください。
Q1-24	業種に制限はありますか。	募集要項の2. 補助対象者の要件を満たしていれば対象となります。 ただし、事業計画の独創性等については審査において判断することとなります。
Q1-25	次の場合は、対象となりますか。 ①A社の代表者や社員が新たにB社を設立する場合 ②A社とB社が連携して新たにC社を設立する場合 ③大企業A社の社員等がその籍を置いたまま新しくB社を設立する場合	いずれも新しい会社が設立されるので対象となりますが、申し込み主体は個人（会社設立後に代表者となる者）となります。ただし、みなし大企業は対象となりませんのでご注意ください。みなし大企業については、募集要項2.（2）をご覧ください。 例えば既存企業の社長が、個人開業又は別法人を設立する場合は、対象となります。事業計画には今回実施する事業内容が、既存企業での内容から差別化されている点を記載してください。単なる延長であるとみなされる場合は対象となりませんので、ご注意ください。
Q1-26	個人事業として創業した場合、創業を証明する書類は何か必要でしょうか。	創業が確認できる書類として、税務署受付印のある開業届写し（電子申請の場合「メール詳細（受信通知）」を受付印の代用として提出可）の提出が必要です。
Q1-27	特定非営利活動法人の設立に際して注意すべきことはありますか。	特定非営利活動法人の設立には、まず特定非営利活動法人を所轄する行政庁（都道府県又は政令指定都市）の認証が必要となります。（創業補助金の採択は、認証に関する保証をするものではありません。）認証手続き等についてご不明な点は、お近くの特定非営利活動法人の所轄庁にお問い合わせください。所轄庁一覧は、以下内閣府NPOホームページをご覧ください。 <a href="https://www.npo-homepage.go.jp/shokatsucho/index.html">https://www.npo-homepage.go.jp/shokatsucho/index.html</a> なお、補助金の支払いには、特定非営利活動法人が補助事業期間中に設立されることが必要となりますのでご注意ください。
Q1-28	事業完了予定日までに開業届又は法人設立登記ができない場合には、補助金は支払われないのでしょうか。	募集要項、P.2 2. 募集対象者に記載があるように、募集対象者は、事業完了予定日までに、開業又は設立することが必要です。よって開業又は設立ができない場合は、要件を満たす者ではないと判断します。特に、特定非営利活動法人につきましては、設立の認証に際して、定款等の書類を2ヵ月間公衆の縦覧に供する必要があるなど、設立に時間を要しますので、余裕を持って手続きを行うようにしてください。
Q1-29	「①中小企業者と連携して事業を行う特定非営利活動法人」や「②中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立する特定非営利活動法人」とは具体的にどのような事業を行う場合が対象になりますか。	例えば、①商店街の空き店舗にキッズスペースを設置し、地域の子どもの受け入れや商店街と共同で子ども向けイベントを実施することで、商店街全体の魅力を向上させる事業や、②若者等に対して中小企業の魅力を発信し、企業とマッチングを行うことで、中小企業の人材確保を支援する事業などを指します。

平成30年度 地域創造的補助金 Q & A

Q1-30	「中小企業者と連携して事業を行う特定非営利活動法人」は対象となりますが、「中小企業と連携」とは何を指しますか。	当該特定非営利活動法人が、事業計画書に記載した事業において、中小企業と共同で企画・運営・開発・販売等を実施する事業を行うことを指します（単なる取引（原材料の購入や不動産等の賃貸等）は連携には該当しません。）。具体的な連携内容については、事業計画書に記載してください。 なお、上記の要件を満たしているかの確認については、有識者による審査会において評価を行います。また、補助事業終了時、申請時に予定していた連携事業が実施されていることが確認できない場合には、要件を満たしていないことから補助金の支払いができない場合がありますのでご注意ください。
Q1-31	「中小企業が参入しうる新たな市場創出に繋がる事業活動を行う者であって、有給職員を雇用する特定非営利活動法人」が対象となっていますが、具体的にどのような事業を行うことを指しますか。	○地域初の商品・サービスの提供であるなど独創性がある事業 ○類似品に比べて構造・機能・体制等において優位性がある事業 ○営利団体である中小企業であっても将来的に参入しうると考えられる採算の取れる市場規模が見込まれる事業等を行うことを指します。 なお、上記の要件を満たしているかの確認については、有識者による審査会において評価を行います。
Q1-32	H24～H29年度予算創業補助金で採択されました。今回も応募できますか。	「H24～H29年度予算創業補助金」で、応募したことがあり、採択されたことがある場合は、今回応募できません。但し、採択されたことがない場合は、応募が可能です。
Q1-33	現在、開業届を出さず個人で事業を行っているが、今回新たに開業届を提出する。そうした場合新たな創業としてこの補助金の対象となるか。	対象となります。
Q1-34	既存企業の役員が個人として申請する場合、退任は必要ですか。	退任は必須ではありません。役員をしている既存企業の履歴事項全部証明書の提出が必要です。
Q1-35	個人事業主が新たに法人設立して「地域創造的起業補助金」に応募することは可能ですか。	個人事業主が既存の事業を単に法人化することは「法人成り」と判定されるため、できません。
Q1-36	法人が既存企業の中で新事業を行うのは対象ですか。	事業の多角化になりますので、対象外になります。
Q1-37	共同代表での設立は可能ですか。	可能です。
Q1-38	補助事業完了日までに、個人事業主の開業届の提出を税務署に行くが、たとえば、店舗の開店が補助事業完了日より後になる場合は、問題はありませんか？	交付決定日から事業実施完了日までが補助金対象となります。事業を実施していない場合は、対象外になる場合もあります。お店の場合には開店して営業を開始していただく必要があります。
<b>2. 補助対象事業について</b>		<b>A</b>
Q2-1	外部資金の調達、補助事業期間中に必ず見込まれる計画になっていないければならないのですか。	上限200万円で申請される場合は、外部資金調達が必ず見込まれる計画を提出していただきます。上限100万円で申請される場合は、外部資金の調達が計画に盛り込まれていなくても構いません。
Q2-2	応募時点においては補助事業期間中に外部資金が見込んでいましたが、結果的に調達できず自己資金で対応した場合、補助金は支払われないのですか。	創業補助金は外部資金調達の有無で補助上限金額が変わります。 調達が確認された場合：補助上限200万円・調達が確認されなかった場合：補助上限100万円。
Q2-3	外部資金を調達する金融機関に制限はありますか。	あります。 この補助金という金融機関とは、銀行（都市銀行、地方銀行など）、協同組織金融機関（信用金庫、信用協同組合など）、政府系金融機関のことです。

平成30年度 地域創造的補助金 Q & A		
Q2-4	同一の事業内容であっても、補助事業期間が異なる場合は本補助金と国（独立行政法人を含む）の他の補助金の両方を利用しても構わないですか。	補助事業期間が異なる部分については、他の補助金を利用しても重複利用には該当しません。
Q2-5	同一期間内に本補助金と地方自治体の補助金の両方を利用することはできますか。	可能です。ただし、同一費目に対する重複利用は認められません。（例えば、地方自治体による家賃補助を受けている場合、地域創造的起業補助金においては家賃補助を受けることはできない。）
Q2-6	重複利用については、応募書類に記載があることで審査に影響がありますか。	利用を予定する（利用している）他の補助金等の記載を求めているのは、補助事業期間の確認を行い、重複利用とならないように注意喚起を行うためであり、記載があることをもって、不採択とする趣旨ではありません。 地域創造的起業補助金及び重複利用にあたる補助金の両方に採択された場合は、どちらを活用するかを選択してもらうことになります。
Q2-7	個人事業として起業、その後法人化を両方とも補助事業期間中に行った場合でも、両方の費用が対象となりますか。	対象となります。
Q2-8	外部資金の調達について、保証協会付きの融資の利用は可能ですか。	信用保証を利用することは可能です。応募時点で保証協会の審査が通っている必要はありませんが、補助事業期間中に融資を受ける必要があります。
Q2-9	自己資金のみの場合でも対象ですか。	対象となりますが、上限100万円以内での申請となります。
Q2-10	金融機関からの融資を受けたのか、最終的にどのように確認するのですか。	応募申請時には、金融機関から支援を受けていることの確認書を提出してもらい、確定検査時には、金銭消費貸借書を事務局に提出してもらい確認をいたします。
Q2-11	融資を受けた証拠書類（契約書・入金証拠 通帳コピー、帳簿記載）は、完了報告のときに必要でしょうか？	確定検査時には、金銭消費貸借書、入金証拠となる書類（通帳コピー・帳簿コピー等）を事務局に提出をお願いします
Q2-12	外部資金とは？銀行等の金融機関など外部の範囲はありますか？	外部資金調達先の対象となるものは、金融機関のみです。 この補助金という金融機関とは、銀行（都市銀行、地方銀行など）、協同組織金融機関（信用金庫、信用協同組合など）、政府系金融機関のことです。
Q2-13	外部資金とは？親族・知人からの借入れは対象になりますか？	外部資金調達先の対象となるものは、金融機関のみです。 この補助金という金融機関とは、銀行（都市銀行、地方銀行など）、協同組織金融機関（信用金庫、信用協同組合など）、政府系金融機関のことです。
Q2-14	事業実施期間中に一人以上雇用すること＝人件費を、補助対象として計上することは必須でしょうか？	必須ではありません。計上する場合は、人件費で経費申請をお願いします。実績報告書にて雇用契約書及び給与支払いをしていることを確認いたします。
<b>3. 補助対象経費について</b>	<b>Q</b>	<b>A</b>
Q3-1	国内に本社は構えた上で、更に海外に店舗等を設ける場合、海外での店舗等借入費や内外装費用は対象になりますか。	海外での店舗・事務所・駐車場の賃借料、共益費、借入に伴う仲介手数料や内外装工事費、機械装置・工具・器具・備品の調達費は対象となりません。海外店舗設置に伴う、許認可のために海外の官公署へ支払われる費用も対象となりません。
Q3-2	設備費について、中古品は対象になりますか。	中古品は中古市場において、価格設定の適正性が明確でないことが一般的であるため、対象となりません。

平成30年度 地域創造的補助金 Q & A		
Q3-3	ソフトウェアの購入費は、補助対象になりますか？	「(様式2) 事業計画書_(2) 事業内容_①事業の具体的な内容」に記載された事業のみに利用する特定業務用ソフトウェアに限り対象となります。 家庭用・一般事務用ソフトウェアの購入費やライセンス費用については対象となりませんのでご注意ください。
Q3-4	本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の賃料は補助対象になりますか。	三親等以内の親族については、補助対象外です。
Q3-5	税理士報酬は補助対象となりますか。また、金額の上限はありますか。	補助対象経費としては謝金として計上することは可能です。 金額は応募者と税理士の当事者間で調整の上、決定してください。
Q3-6	交付決定日より前の事前着工について、やむを得ない事情がある場合であっても認められないのですか。	補助対象とはなりません。
Q3-7	外注費と委託費は何が違いますか。	外注費は請負契約を締結しているような場合を指します。たとえばホームページの制作を依頼した場合は外注費、ホームページ完成後の管理業務を依頼した場合は委託費となります。
Q3-8	募集要項 P14 (12) その他費用【対象とならない経費】の中に「事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代とありますが、他にはどのようなものが消耗品として考えられますか。	例) 宿泊施設・飲食店などで使用する調理器具(鍋・包丁等)、食器・膳・弁当箱、布団・シーツ・カーテン・ユニフォーム等が消耗品としての扱いとなります。
<b>4. 応募手続きについて</b>	<b>Q</b>	<b>A</b>
Q4-1	同一人物が2事業(2社)の補助金申請はできますか。	同一者での応募は1件とします。
Q4-2	応募書類の提出方法を教えてください。	郵便・宅配便・バイク便等でお送り下さい。 直接、事務局へのご持参での受付(受取)は、行っておりませんので、ご注意ください。
Q4-3	応募書類に不足があった場合の連絡について	全ての書類が揃っていて、はじめて審査対象となります。応募書類に不足があっても連絡はしておりません。 書類を確認した上でご応募ください。
Q4-4	補足説明資料が、A4判片面印刷10枚程度と記載があるが、枚数に制限はありますか。	あります。10枚程度にまとめてください。また、A4判両面印刷・A3判印刷は不可となります。
Q4-5	電子媒体は、CD-Rのみですか？USBでも、よろしいでしょうか。	CD-Rのみです。
Q4-6	応募書類の締切日を教えてください。	平成30年5月22日(火)消印有効です。 また電子メール応募は5月26日(土)17時が締め切りです。
<b>5. 審査・採択について</b>	<b>Q</b>	<b>A</b>
Q5-1	事業計画書は募集要項に挙げられている着眼点が重視されるのですか。	審査項目の一つとなりますので、明確な記載をお願い致します。

平成30年度 地域創造的補助金 Q & A		
Q5-2	面接はありますか。	書面による審査となります。
Q5-3	補助金の採否結果はどのような方法で通知されますか。	応募者全員（ご本人）に対し事務局から文書による採否結果の通知を行います。
Q5-4	特定非営利活動法人の審査基準を教えてください。	個人事業や会社等と同様で、事業の獨創性、実現可能性、収益性、継続性、資金調達の見込みにより判断させていただきます。
Q5-5	過去の応募数・採択された数は、どれくらいでしょうか。また、採択率はどれくらいですか。	過去の採択件数・採択率に関しては、中小企業庁のHPでご確認ください。
<b>6. 補助金の交付について</b>	<b>Q</b>	<b>A</b>
Q6-1	事業完了後の補助金交付については、どのような手続きで交付されるのですか。	補助事業の完了後、補助事業者は30日以内に実績報告書を事務局に提出していただきます。事務局において、確定検査を実施し、事業内容の検査と経費内容の確認等を行い、交付すべき補助金の額が確定した後、精算払いする形となります。実績報告書の提出から補助金の交付まで2～3ヵ月程度を要します。
<b>7. 交付決定後の注意事項</b>	<b>Q</b>	<b>A</b>
Q7-1	一定以上の収益が認められた場合、補助金の額を上限として一部納付する場合がありますと記載されていますが、なぜ補助金を返さなければいけないのですか。	国税からなる補助金が、一企業の利益となってしまうようなことは好ましくなく、補助金の交付による事業によって得た収益は、納付することとしています。これは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づいた運用となります。
Q7-2	補助事業期間完了後、5年間は事業化状況を事務局へ報告する必要がありますが、どのようにすれば良いのですか。	採択後に配布される様式により、事務局へ提出していただきます。
Q7-3	補助事業期間は平成30年12月までなのに、なぜ5年間の事業化報告が必要なのですか。	国税からなる補助事業の効果を適切に把握するためです。
<b>8. その他</b>	<b>Q</b>	<b>A</b>
Q8-1	特定創業支援事業をまだ受けておらず、確認書がありません。その場合は、応募資格はありませんか？	特定創業支援事業の支援を受ける予定であることが確認できる「確認書」を提出してください。「確認書」は認定市区町村又は認定連携創業支援事業者より、発行を受けてください。
Q8-2	本Q & Aに記載されていない注意事項はありますか。	あります。本Q & Aに記載されている内容は、代表的な質問に対する回答です。本補助金の対象となる業種は膨大であるため、本Q & Aに記載されているものは、ほんの一部にすぎません。後日、事務局より配布される「補助金事務取扱説明書」を十分にご確認ください。不明な点は事務局迄、お問い合わせください。